

## 宇都宮ブランド戦略の推進に係るオリジナルロゴマークの作製及び使用に関する基準

### (目的)

第1条 この基準は、宇都宮ブランド戦略の推進に当たり、宇都宮ブランド推進協議会（以下「協議会」という。）が付与するオリジナルロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の作製及び使用について必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この基準において「宇都宮ブランド」とは、宇都宮という都市に対して、市内外の人又は企業からの信頼・好感・期待を恒常的に獲得するとともに、他自治体との差別化を誘引する本市独自の価値やイメージのことをいう。

### (対象者)

第3条 ロゴマークの作製及び使用許可の申請を行うことができるものは、宇都宮ブランド戦略の趣旨に賛同する法人又は団体とする。

### (作製及び使用許可の申請)

第4条 ロゴマークの作製及び使用を希望するものは、オリジナルロゴマーク作製及び使用許可申請書（様式第1号）を宇都宮ブランド推進協議会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

- 2 一つの法人又は団体が作製及び使用できるロゴマークの種類は1種類とする。ただし、2種類以上のロゴマークを作製及び使用することに相当の理由があると会長が認めるものについては、この限りでない。

### (ロゴマークの付与及び使用の許可)

第5条 会長は、前条第1項の規定による申請について適当と認めたときは、ロゴマークの付与及び使用の許可を決定し、オリジナルロゴマーク決定通知兼使用許可書（様式第2号）を当該申請者に交付するものとする。

- 2 会長は、ロゴマークの付与及び使用に関し、必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付すことができる。

### (作製及び使用許可の制限)

第6条 会長は、ロゴマークの作製又は使用が次の各号の一に該当する場合は、ロゴマークを付与せず、又は使用を許可しない。

- (1) 選挙活動又は宗教活動に使用するとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) その他会長が適当でないとき。

### (遵守事項)

第7条 ロゴマークの付与及び使用の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、下記の各号を遵守するものとする。

- (1) オリジナルデザインを改変しないこと。
- (2) ロゴマークを活用して作成した製作物を商標登録しないこと。

### (優先的使用)

第8条 使用者は、協議会から付与されたロゴマークを優先的に使用することができる。

(他の法人又は団体に既に付与されたロゴマークの使用)

第9条 他の法人又は団体に既に付与されたロゴマーク(以下「既存ロゴマーク」という。)の使用を希望するものは、使用者と協議を行った上、既存ロゴマーク使用許可申請書(様式第3号)を会長に提出しなければならない。ただし、協議会が宇都宮ブランド戦略の周知、啓発又は推進のために既存ロゴマークを使用する場合には、この限りではない。

2 会長は、前項の規定による申請について適当と認めるときは、既存ロゴマーク使用の許可を決定し、既存ロゴマーク使用許可書(様式第4号)を当該申請者に交付するものとする。

(ロゴマークの変更等)

第10条 使用者は、協議会から付与されたロゴマークの文言又は色番号の変更を希望するときは、速やかにオリジナルロゴマーク変更申請書(様式第5号)を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の規定による変更申請について適当と認めるときは、変更ロゴマークの付与及び使用の許可を決定し、オリジナルロゴマーク変更決定通知兼使用許可書(様式第6号)を当該申請者に交付するものとする。

3 使用者は、第1項に規定するもののほか、第4条第1項の申請書の記載事項に変更がある場合は、速やかに記載内容変更届出書(様式7号)を会長に提出しなければならない。

(使用状況報告)

第11条 使用者は、ロゴマークの使用状況について、オリジナルロゴマーク使用状況報告書(様式第8号)により、適宜会長に報告するものとする。

(使用許可の取消)

第12条 会長はロゴマークの使用に関して、不適切な使用を行っているとは判断する場合は使用許可を取り消すことができる。

(作製料及び使用料)

第13条 ロゴマークのデータに係る作製料及び使用料は無料とする。

(事故、苦情等の処理)

第14条 ロゴマークを使用した製作物に関する事故、苦情等が発生した場合は、使用者がその責任のもとに必要な措置を講じるものとする。

(補則)

第15条 この基準に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則 この基準は平成22年8月1日から施行する。